

豊橋港湾合同庁舎(増築棟)
[三河海上保安署庁舎]
新規事業採択時評価資料

平成22年8月

社会資本整備審議会 建築分科会
官公庁施設部会 事業評価小委員会

1. 事業概要 ~計画概要、位置~

(1) 計画概要

三河海上保安署は、海上保安業務執行体制の強化に資するため、愛知県東部の拠点都市である豊橋市に平成21年10月より新設され、現在、豊橋港湾合同庁舎の敷地内に仮設庁舎を設置し、入居しているが、災害時における応急対策活動等を実施するための施設の不備に加え、著しい狭あいとなっており、業務に支障を与える状況となっている。

このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、豊橋港湾合同庁舎の増築棟として、三河海上保安署庁舎を整備するものである。

(2) 位置

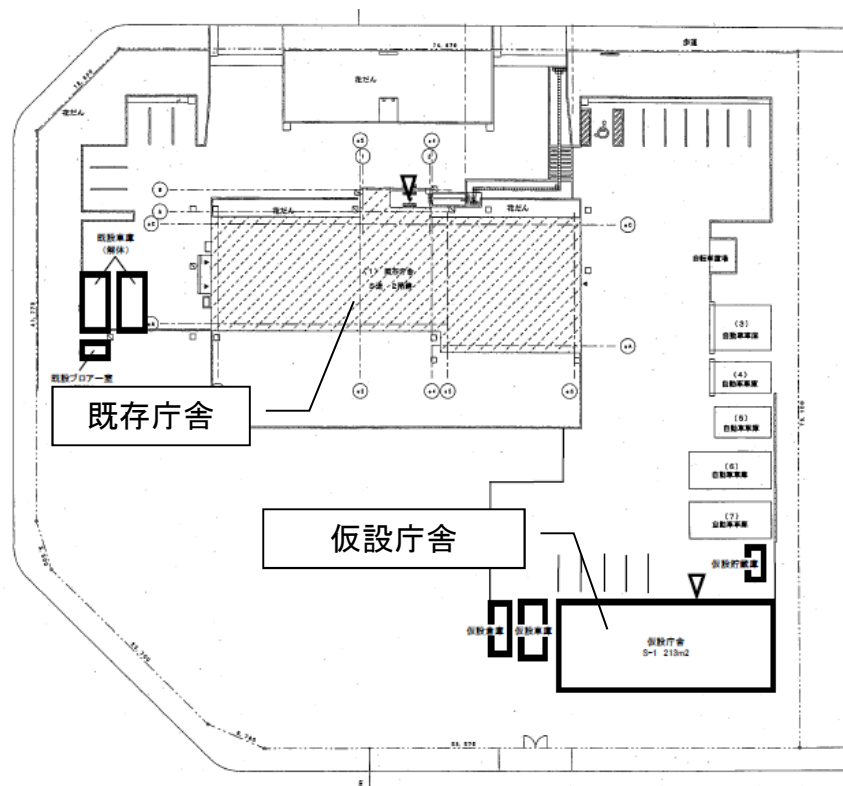


豊橋港湾合同庁舎
(建設予定地)

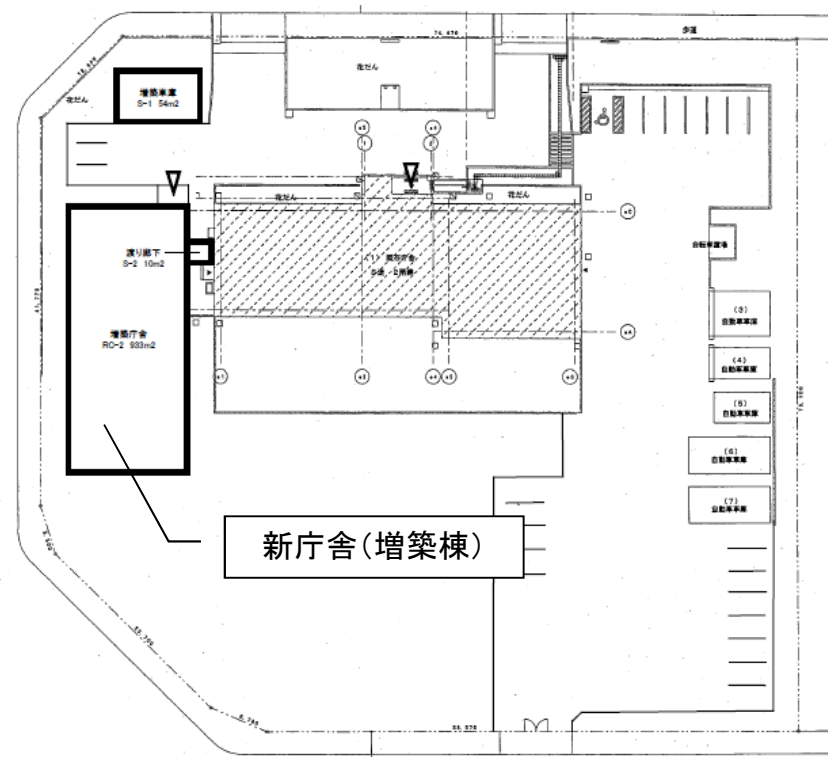
1. 事業概要 ～新庁舎(増築棟)の概要～

(3) 新庁舎(増築棟)の概要

- 敷地 : 愛知県豊橋市神野ふ頭町3-11、約6,036㎡
- 建物 : 鉄筋コンクリート造2階建他、延997㎡
- 工事費 : 約3.9億円
- 事業期間 : 平成23年度～24年度(設計及び敷地調査は平成23年度実施予定)



現状の配置図

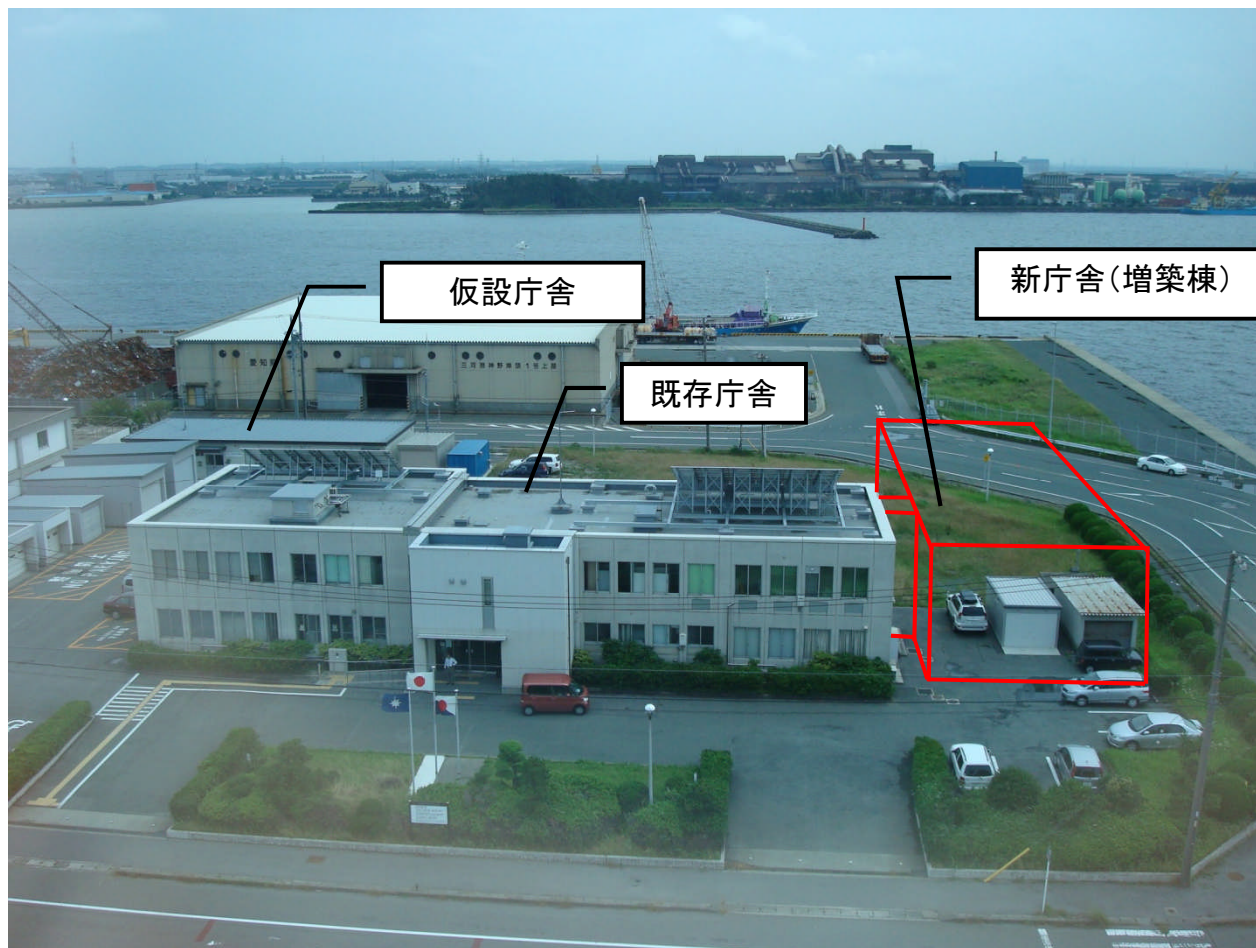


増築棟整備後の配置図

1. 事業概要 ~既存庁舎の概要~

(4) 既存庁舎の概要

- 既存庁舎 : 鉄骨造2階建 延1,098㎡
- 仮設庁舎 : 軽量鉄骨造平家建他、延254㎡



敷地全景(豊橋港湾合同庁舎)



既存庁舎(豊橋港湾合同庁舎)



仮設庁舎(三河海上保安署が入居)

1. 事業概要 ～三河海上保安署の業務と組織～

(5) 三河海上保安署の業務

- 三河海上保安署の基本方針は、地域と密着した海上保安業務の遂行及び三河湾におけるテロ警戒並びに
- 密輸密航水際阻止である。
- 三河海上保安署の管轄区域は、豊橋市、蒲郡市、田原市、豊川市、幡豆町の4市1町を管轄している。
- 三河海上保安署の担任水域は、愛知県幡豆郡吉良町と幡豆町の境界が海岸線と交わる点及び同県田原市
- 小中山町立馬崎灯台を結んだ線及び陸岸に囲まれた水域

(6) 三河海上保安署の組織（総職員数16名）

署長	
次長	署内事務の総合調整、広報・地域連携業務、総務、渉外、人事関係等
警備救難係	銃器・薬物等の密輸事犯、密航事犯の水際阻止をはじめ、海上犯罪の予防と取締り、海洋汚染の監視取締り等海上における秩序を維持するための業務、船舶の衝突、乗揚げ等の海難救助、油流出事故等に備え各種防災訓練等
国際取締官	取調べの通訳、外国語での取り調べ、外国語での警備広報、外国人からの情報収集外国船への立入検査、外国船への海難調査、書類等の翻訳等
港務係	港長業務(港内における行事、作業及び工事等を行う場合の港長の許可事務)、港内の船舶交通の安全及び整理、プレジャーボート等を対象とする海難防止講習会の実施等
巡視艇ひめかぜ	洋上及び港内等のパトロールの実施、海上での事件・事故等対応等

2. 事業計画の必要性 ~評点の算出~

(1) 必要性の評点 : 110点

計画理由		評点	仮設庁舎の状況
②	機構新設	100	海上保安庁法に基づき整備が必要

→

必要性の評点	110
主理由 × 1	100
合同庁舎整備 加点	10

※建替等の場合における①老朽、②狭隘、③借用返還、④分散、⑤都市計画の関係、⑥立地条件の不良、

⑦施設の不備及び⑧衛生条件の不良は評点無し。

※新規施設の場合における①法令等、②新たな行政需要は評点無し。

※合同庁舎整備の場合、評点10点を加算できる。

2. 事業計画の必要性 ～面積率の算出根拠～

(2) 面積率の算出根拠(参考)

－ 換算人員の算出根拠

区分	換算率	人員	換算人員
署長	8.0	1	8.0
次長	2.5	1	2.5
国際取締官	1.8	1	1.8
係長	1.8	2	3.6
係員	1.0	1	1.0
換算人員 計	—	—	16.9

(注) 面積率は、狭隘の状況を示す指標であって、計画の必要性を評価する際に限って用いるものであり、所要面積に対する現有面積の充足率とは一致しない。

(注) 換算人員の算出については、船艇職員(10名)を除く。必要諸室は固有業務室の面積において取り入れる。

－ 固有業務室の面積

室名	面積	室名	面積	室名	面積
通信機械室	40	留置場	44	指令室	10
発動発電機室	20	取調室	10	検視室	10
浮動電源装置室	20	暗室	5	船艇職員執務室	44
蓄電池室	10	公害分析測定室	15	その他	119

計 347m²

－ 面積率 = 現有面積(車庫除) ÷ (7.4 × 換算人員 × 1.1 + 0.4 × 換算人員 + 固有業務室面積)
 = (254 - 20) ÷ (7.4 × 16.9 × 1.1 + 0.4 × 16.9 + 347)
 = 0.48

2. 事業計画の必要性 ～機構の新設～

三河湾の貿易量は、かつては蒲郡港の方が多かったが、外国自動車の輸入などで豊橋港が飛躍的に伸び、港湾の海上保安に関する業務も増大したため、蒲郡海上保安署を廃止し、平成21年10月に拠点を豊橋に新設することとなった。

海上保安庁法
(昭和二十三年四月二十七日法律第二十八号)
最終訂正年月日:平成二〇年五月二日法律第26号

第一章 組織 第十三条

国土交通大臣は、管区海上保安本部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の他に、管区海上保安本部の事務所を置くことができる。
その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、国土交通省令で定める
(海上保安庁法抜粋)

海上保安庁組織規則
(平成十三年一月六日国土交通省令第四号)
最終改正年月日:平成二二年四月一日国土交通省令第二八号

国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条第六項及び第二十一条第五項並びに海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第十二条第四項及び第五項並びに第十三条の規定に基づき、並びに同法並びに国土交通省組織令(平成十二年政令第百五十五号)及び海上保安庁法施行令(昭和二十三年政令第九十六号)を実施するため、海上保安庁組織規程(昭和二十七年運輸省令第七十四号)の全部を改正するこの命令を制定する。

(本部の事務所の名称、位置及び管轄区域)
第一百九条
4 海上保安署の名称及び位置は、別表第四のとおりとする。

別表第四 (海上保安署)(第一百九条関係)
第四海上保安本部 名古屋海上保安部三河海上保安署
(海上保安庁組織規則抜粋)



2. 事業計画の必要性 ～施設の不備(仮設庁舎入居による狭あい状況)～



執務室内:ロッカー・書棚前に書庫収容不可の書類多数、開閉に支障有り



船舶執務室内:執務中は通行出来ない状況



司令スペース:事務室とパーテーションで間仕切られている状況(狭隘著しい)



取調室:後部のキャビネットに椅子、机を寄せないと扉が開閉出来ない。



倉庫(東側):資料収納不可、出入れも困難、執務室に溢れている。

2. 事業計画の必要性 ~施設の不備(仮設庁舎入居による業務への支障)(1)~

●発動発電機室

災害等による停電時の災害対策活動が出来ない状態である。現状では、巡視艇ひめかぜ内において応急的に指揮をとる想定。



プレハブ車庫

●検視室

所轄海域において発見される変死体など、海上保安官が検視を行うべき部屋が確保できていない。プライバシー確保の観点から車庫内にて行わざるを得ない状況である。



2. 事業計画の必要性 ～施設の不備(仮設庁舎入居による業務への支障)(2)～

●暗室、公害分析測定室

留置施設と同様に名古屋海上保安部を利用する事になり、特に応急対策が必要となる場合がある公害分析においては、監視取締の対応が遅れる懸念がある。

オイルフェンス



●船艇用品庫

油流出時等に持ち出すオイルフェンスなどを現状では、コンテナ倉庫に保管している状況である。

長尺ものであるが故、非常に嵩張るものであり、取り出しに苦慮しているところ。さらに海上犯罪摘発における押収品についても専用の倉庫がないため、コンテナ倉庫に収容しているところである。非常時の対応が遅れる懸念がある。

コンテナ倉庫



2. 事業計画の必要性 ～施設の不備(留置施設がないことによる支障)～

- 現在の仮設庁舎には留置施設がなく、海上犯罪者の留置には、名古屋海上保安部の留置施設を使用しており、移動時の安全性や業務の効率性に著しく支障をきたしている。



愛知県全域図



名古屋海上保安部



留置施設

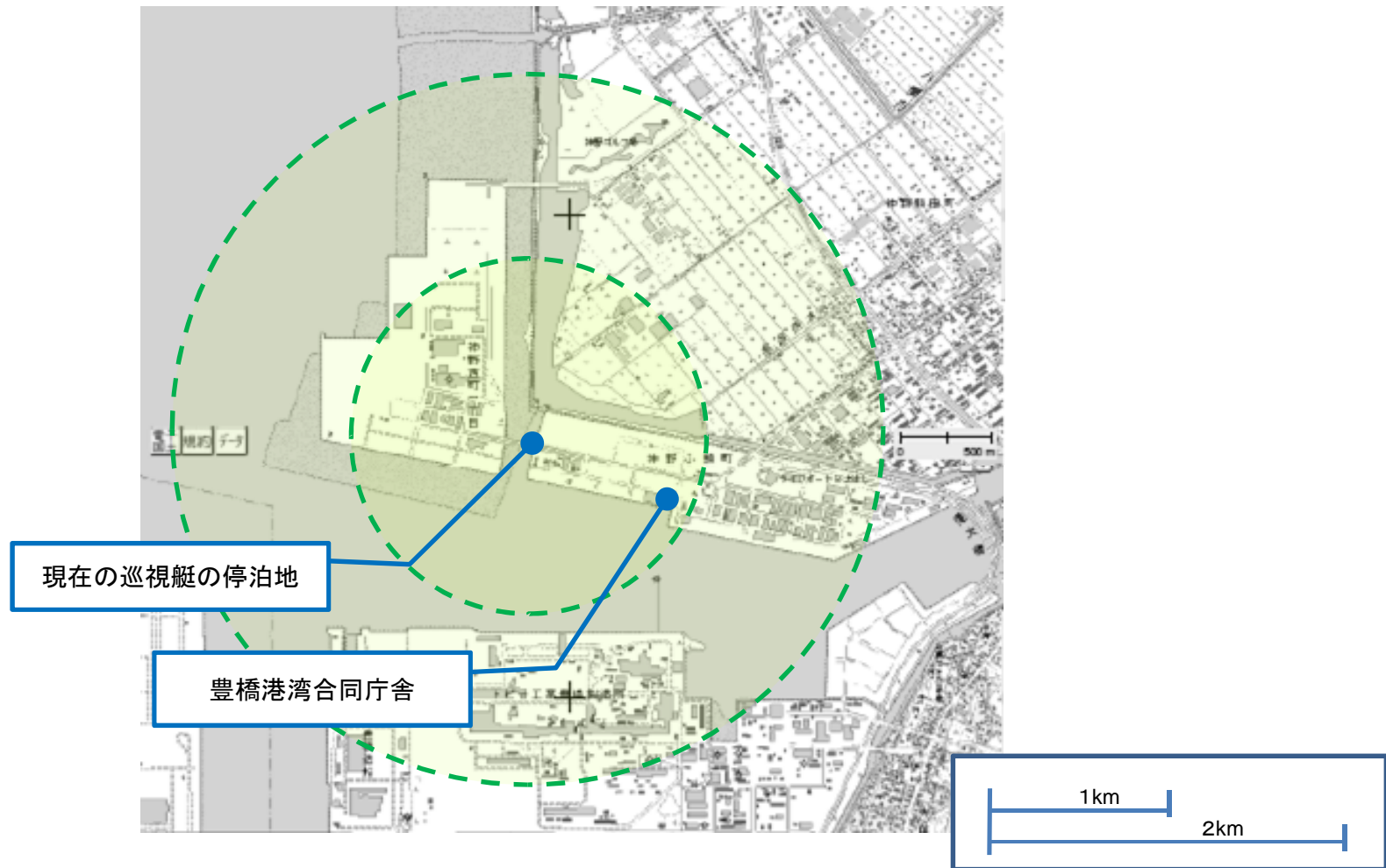


三河海上保安署(仮設庁舎)

3. 事業計画の合理性

- 合理性の評点 : 100点

他の案では、事業案と同等の性能が確保できないと評価される場合。



- ・海上保安署の事務所と船艇基地は近接している必要がある。
- ・近接地域に入居可能な既存施設がない。

4. 事業計画の効果(業務を行うための基本機能) ~評点の算出~

- 効果(B1:業務を行うための基本機能)の評点 : 146点

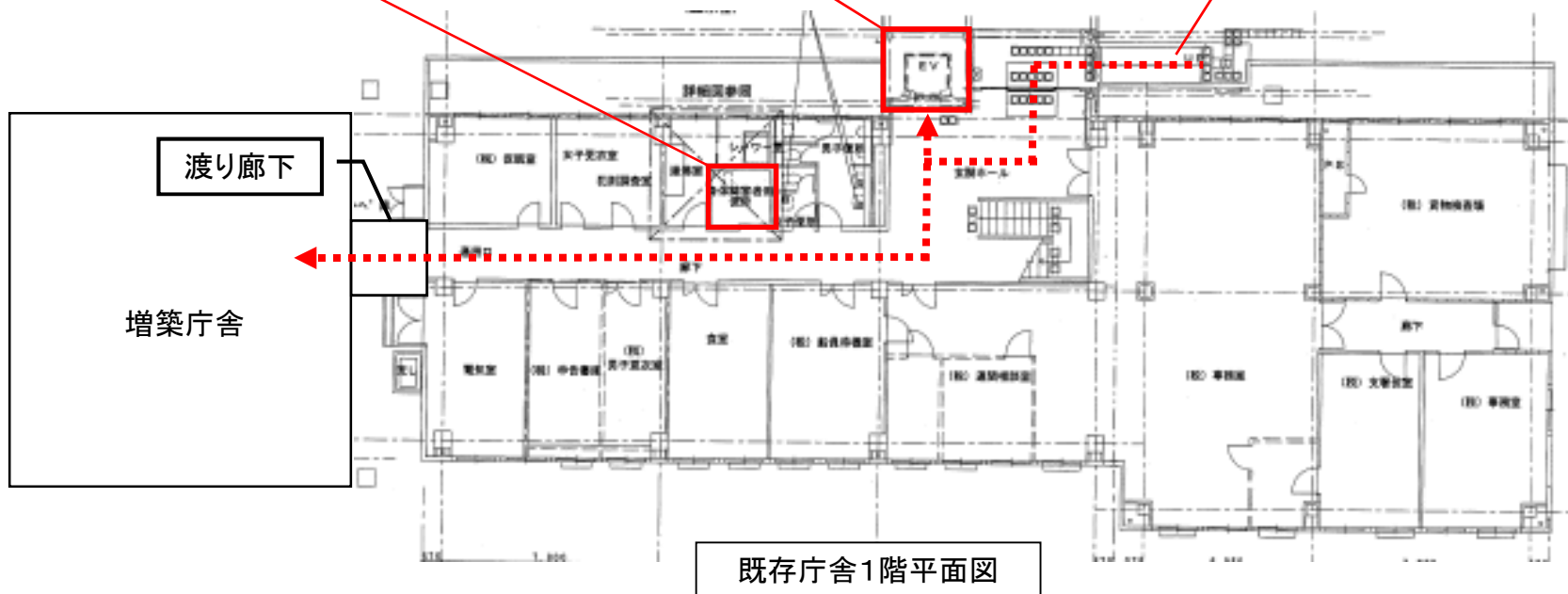
分類	項目	評点	評価の根拠
イ 位置	①用地取得の見込	1. 1点	豊橋港湾合同庁舎の敷地に増築
	②災害防止・環境保全	1点	
	③アクセスの確保	1. 1点	道路整備済み
	④都市計画・土地利用計画等	1点	
	⑤敷地形状	1点	
イ ①×②×③×④×⑤	計	1. 21点	
ロ 規模	①建築物の規模	1点	
	②敷地の規模	1. 1点	必要な駐車場、緑地等の面積を確保
ロ ①×②	計	1. 1点	
ハ 構造	①合同庁舎としての整備条件	1点	
	②機能性等	1. 1点	適切な機能、構造として計画
ロ ①×②	計	1. 1点	
事業計画の効果(業務を行うための基本機能)の評点 イ×ロ×ハ×100		146点	

5. 事業計画の効果(施策に基づく付加機能) ~評価~

項目	評価	評価の根拠
地域性	C	<p>一般的な取り組みがなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 地方公共団体の条例による整備を行っている
環境保全性	C	<p>一般的な環境負荷の低減化が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 省エネ型器具などの導入を行っている
ユニバーサルデザイン	A'	<p>「望ましい」規定に基づく計画である</p> <ul style="list-style-type: none"> - 建築物移動等円滑化誘導基準による整備 - 整備済みの機能や設備を共有することで、新たな設備投資を抑制する
防災性	B	<p>総合耐震計画基準に加え、防災性に配慮した取り組みがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 災害応急対策活動の拠点としての防災性能を確保 - 高潮による浸水被害対策として、電気室を増築棟の2階に整備

5. 事業計画の効果(施策に基づく付加機能) ～ユニバーサルデザイン～

- 既存庁舎と一体的に整備することで、すでに整備してある機能や設備を共有し、新たな設備投資を抑制する。

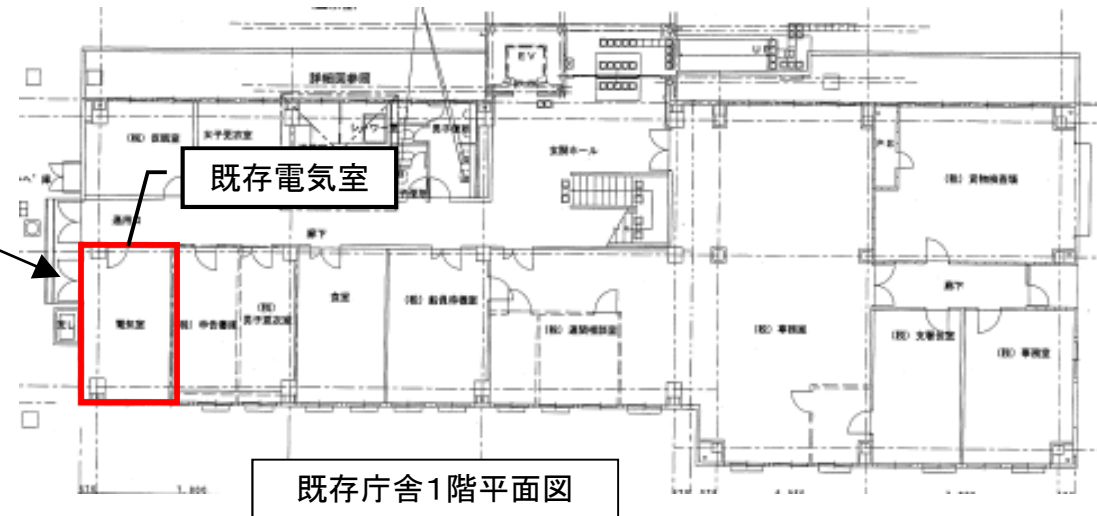


5. 事業計画の効果(施策に基づく付加機能) ~防災性~

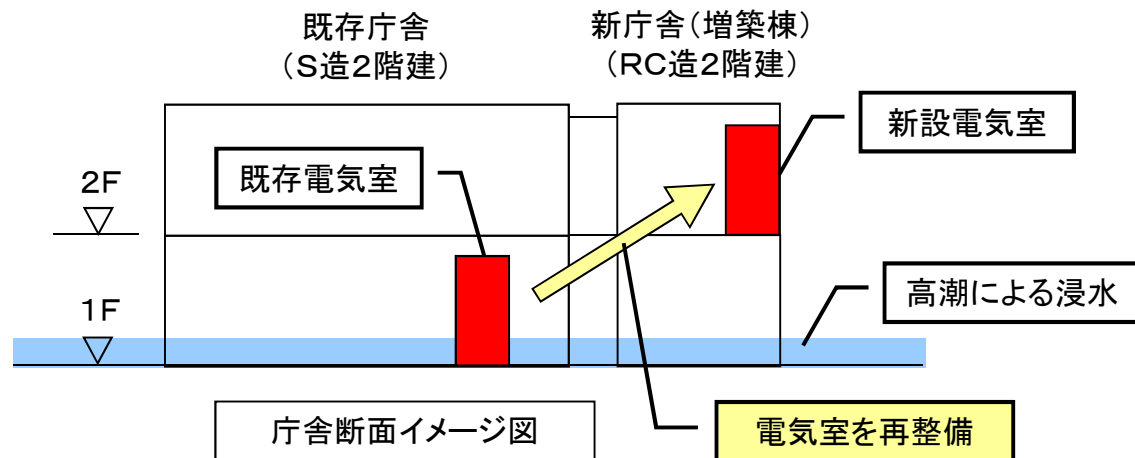
- 新庁舎(増築棟)は総合耐震計画基準に基づき必要な耐震安全性を確保し、災害応急対策活動の拠点として整備する。
- 高潮による浸水対策として、既存庁舎1階にある電気室を新庁舎(増築棟)2階に再整備し、災害応急活動の拠点としての防災機能を確保する。



1階電気室の搬入口
外部から20cm程しか上がっていないため高潮による浸水の可能性が高い。



H21年の台風18号で
三河湾に押し寄せる高潮



評価(案)

事業計画の必要性	1 1 0 点
事業計画の合理性	1 0 0 点
事業計画の効果	1 4 6 点